

米国のステートストリートバンク事件の衝撃的な登場から「ビジネスモデル特許」という言葉がわが国で使われだし、4年近くが経過した。初めはビジネスモデル（ビジネス方法）そのものが特許になるという幻想のもと、サービス業や金融業などそれまで特許にあまり関係がなかった分野でも活発に特許出願がなされたが、ここにきてそのようなブームも沈静化した感がある。これは、技術的な仕組みに新しさのある発明が特許として保護されるべきものであり、そのような発明を保護することによって結果的にビジネス方法が保護されることになるという感覚が理解され始めたことによるものではないだろうか。IT技術を利用したソフトウェア関連発明は、ビジネスモデル特許がブームとなった時期に出願されたものが審査の段階を迎え、特許庁の判断が注目される時期にきた。

このようにソフトウェア関連発明に関わる特許出願について、審査件数の増加が予想されるなか、経済産業相の諮問機関である産業構造審議会の知的財産政策部は、インターネット時代に対応した知的財産の保護に向けた総合的な戦略についての報告書「ネットワーク化に対応した特許法・商標法等の在り方について」を昨年12月に発表した。そして、この報告書に基づいた特許法の改正法案が本年2月に国会に提出されるに至った。

中古ゲームソフト販売の著作権判決

昨年は特許に関する注目すべき国内判決例は特に見当たらなかった。しかし、その表現部分に著作権の保護が及ぶと共に、そのアイデア部分に特許権による保護が及ぶソフトウェアに対して、特許権の保護に影響を与えそうな著作権関係の判決例があった。中古ゲームソフトの販売が著作権法違反になるか否かが争われた

事件で、東京高裁（平成13年3月27日）、および大阪高裁（平成13年3月29日）において、それぞれ著作権法違反には当たらないとの判決がなされた。両件は最高裁においても著作権法違反にならないとの判断が下されている（平成14年4月25日）。

東京高裁と大阪高裁での論拠は多少異なるが、最高裁判決とはほぼ同趣旨の判断となった大阪高裁での判断は、映画の著作物として認められる中古ゲームソフトを販売した後は著作権法上の頒布権に含まれる譲渡権は消滅するという、いわゆる権利消尽の原則に基づくものだった。この権利消尽の原則は特許権ではすでに確立された原則ではあるが（販売された特許製品の正規の並行輸入を禁止できないとしたBBS事件参照）、上記のような判決例により、特許に関わるプログラム記憶済みCD-ROMなどの記録媒体が特許権者によって販売された後は、その特許権者はその記録媒体の再販行為などをその特許権に基づいて禁止できないことが確認されたのではないだろうか。

ネットワークのブロードバンド化に伴い、ソフトウェアの販売、流通の形態がCD-ROMなどの記録媒体を利用したものからネットワークを利用したものにシフトする傾向にあるが、上述したような司法判断がなされたことにより、今後その傾向がさらに加速することが予想される。この予想からすれば、ソフトウェア関連発明を特許権で保護する場合、ネットワークを介した販売、流通に特許権の効力が確実に及ぶようにすることの重要性がますます高まってきている。

ネット販売ソフトウェアの特許権

このような状況の中、特許庁は、「コンピュータプログラム関連発明の審査基準」にてコンピュータプログラムを「物の

発明」として扱うこと、またハードウェアとソフトウェアを一体として用いてあるアイデアを具体的に実現しようとする場合には、そのソフトウェアの創作は特許法上の「発明」に該当することを明らかにした。これにより、昨年の1月からプログラム自体が「物の発明」として保護されうようになった。

さらに、産業構造審議会の知的財産政策部は、前述の報告書「ネットワーク化に対応した特許法・商標法の在り方について」のなかで、ネットワーク社会においてソフトウェア関連発明が適切に保護されるように、審査基準では規定されていたが必ずしも特許法上明確でなかったプログラムを「物の発明」として扱うことを特許法上明確にすること、特許権の効力の対象となる実施行為にネットワークを利用したプログラムの流通と使用形態が明確に含まれること、さらに間接侵害の要件を見直して救済の範囲を拡大することなどを提言した。

これらの提言に基づいて本年2月に国会に提出された特許法の改正法案では、プログラムが「物の発明」として扱われることが明文化されると共に、電気通信回線（ネットワーク）を通じてプログラムが提供されることが特許権の効力の対象となる実施行為に含められた（特許法第2条第2項第1号）。また、間接侵害の成立要件（特許法第101条）が緩和されることで、たとえばネットワークに接続される製品群にて構成された特許発明に関わるシステムの一部製品や、方法の特許発明を実現するソフトウェア（プログラム）の提供行為に対して間接侵害であるとの主張が容易に行えるようになった。このようにソフトウェアの取引実態と特許法との整合性が一段と増し、今後、進歩の早いソフトウェア関連発明が的確に保護されるかが注目される。

（樋口正樹 弁理士/片山修平 弁理士）



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp